《受験延期の手続き》

病気その他やむを得ない事故等により期末試験の受験延期を希望する場合は，所定の「受験延期願」に次の書類等を添付して，試験前日までに社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ（法学部・経済学部教務担当）へ提出してください。

① 病気の場合は医師の診断書

② その他の場合は，その事故等を証明する証明書

上記の願出者で，受験延期を認められた者は，追試験の受験資格を得ることができます。ただし，追試験実施の有無は，授業担当教員の判断によります。

なお，試験当日，突発事故等の発生により受験できなくなった場合は，当該試験日中にその旨を社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ（法学部・経済学部教務担当）まで連絡し，その指示に従ってください。

◇受験延期願の手続き窓口◇

社会文化科学研究科等事務部学部教務学生グループ
（法学部・経済学部教務担当）
電話（０８６）２５１－７３６４（法学部）
電話（０８６）２５１－７３６５（経済学部）